

危機管理連絡会議

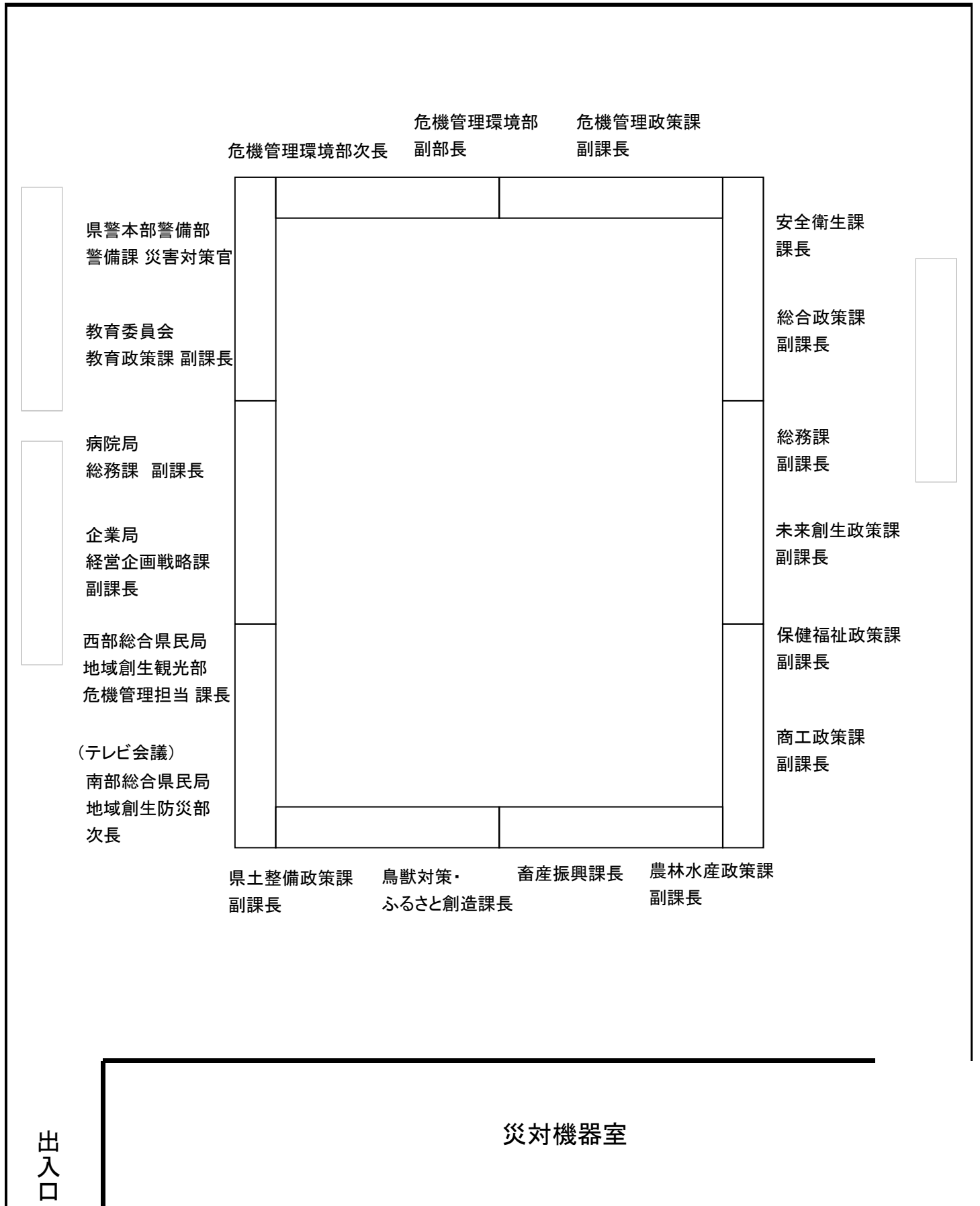
日時：令和2年11月20日（金）9：00～

場所：県庁4階405会議室

協議事項

- 香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について
（国内6例目、国内6例目の関連農場及び7例目）

危機管理連絡会議 配席図



農林水産省

[会見・報道・広報](#)[政策情報](#)[統計情報](#)[申請・お問い合わせ](#)[農林水産省について](#)

[ホーム](#) > [会見・報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > 香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内6例目、国内6例目の関連農場及び7例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

[プレスリリース](#)

香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内6例目、国内6例目の関連農場及び7例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

[Tweet](#)[印刷](#)

令和2年11月20日
農林水産省

本日、香川県三豊市の養鶏場6農場（疫学関連農場4農場含む）において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（本年度国内6例目、国内6例目の関連農場及び7例目）が確認されました。これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、引き続き、今後の対応方針（大臣指示）に従い措置を実施することについて確認します。なお、当該農場は、本年度国内1例目及び3例目～5例目の高病原性鳥インフルエンザが発生した同市の養鶏場から半径3km以内に位置しています。

1.農場の概要

農場所在地：香川県 三豊市
飼養状況：6例目採卵鶏（約14.7万羽）
疫学関連農場(ア)（採卵鶏：約1.9万羽）
疫学関連農場(イ)（採卵鶏：約11.6万羽）
疫学関連農場(ウ)（肉用鶏：約5.7万羽）
疫学関連農場(エ)（肉用鶏：約1.6万羽）
7例目採卵鶏（約49.5万羽）

2.経緯

- 香川県は国内1例目及び3～5例目の発生に伴い、当該養鶏場の飼養鶏について、遺伝子検査及び抗体検査を実施し、陰性を確認。
- 11月19日、死亡鶏が増加した旨の通報を受けて、当該農場への立入検査を実施。
- 同日、当該鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し陽性。
- 本日、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。
- また、国内6例目農場と疫学的関連が確認された三豊市の4農場についても、防疫指針に基づき、疑似患畜であることを確認。

3.今後の対応方針

本日、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の防疫措置について速やかに確認します。

4.農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

5.その他

(1) 我が国の現状において、家きんの肉や卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられます。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用するの取材は防疫作業の妨げとなるため、誠に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

お問合せ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：星野、下平
代表：03-3502-8111（内線4581）
ダイヤルイン：03-3502-5994
FAX番号：03-3502-3385

公式SNS



イベント情報

関連リンク集

農林水産省
トップページへ

農林水産省

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）
法人番号：5000012080001

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#) [プライバシーポリシー](#) [リンクについて・著作権](#) [免責事項](#)

香川県での高病原性鳥インフルエンザ発生（6，7例目）への対応

1 食鳥肉の安全確保

①当該農場からの県内食鳥処理場への搬入状況

- ・ 11月19日及び20日 搬入なし

②食鳥処理場への指導

食肉衛生検査所から次の事項について指導

- ・ 搬入農家の確認の徹底
- ・ 消毒などの鳥インフルエンザ対策の徹底
- ・ 異常鶏が確認された場合の通報の徹底

③食鳥検査センターへの確認・指示事項

- ・ 直近1週間で、県内食鳥処理場において、疑いのある異常鶏は確認されていない
- ・ 出荷状況報告書*及び生鳥検査等の確認の徹底
- ・ 異常鶏についての簡易検査の徹底

※出荷状況報告書

食鳥検査申請書に添付することと定めている、飼養者名、住所
出荷羽数、出荷時死亡羽数等を記載した書類

2 愛玩鳥への対策

動物愛護管理センターを中心とし、次の事項を実施

- ・ 動物園、動物取扱事業者への指導
- ・ 飼育者等への啓発

3 その他

- ・ 県ホームページ等での食鳥肉・卵の安全、愛玩鳥における対策の啓発